

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年 7 月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第59号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の一部を改正する条例

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和36年岩手県条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の「障害者世帯」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者であつて次に掲げるものの属する世帯をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又はこれと同程度の精神障害の状態にあると認められる者</p> <p>(3) 知事から療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）<u>又はこれと同程度の知的障害の状態にあると認められる者</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の「障害者世帯」とは、身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者であつて次に掲げるものの属する世帯をいう。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(3) 知事から療育手帳の交付を受けている者（知的障害者又は知的障害児につき、その保護者が療育手帳の交付を受けているときは、当該知的障害者又は知的障害児）</p> <p><u>(4) その他前3号に掲げる者と同程度の障害の状態にあると認められる者</u></p> <p>4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例の規定は、平成27年4月1日から適用する。